

平成26年7月8日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

標記の件につきまして、今般、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県等
衛生主管部（局）長宛通知がなされ、本会に対して情報提供がありました。

本改正の内容は、下記のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、
関係医療機関等に対する周知方について、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

改正の内容

感染症法の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして、
新たに、以下の病原体を指定し、本年6月30日から適用すること。

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1
であるものに限る。）

- ・ A/Anhui/1/2005（H5N1）（IBCDC-RG6）

事 務 連 絡
平成26年 6 月30日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

平素より病原体等の適切な管理について、御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、告示公布につきまして、別添写しのとおり各地方自治体衛生主管部(局)
長宛に通知いたしましたのでお知らせいたします。

(担当)

結核感染症課病原体等管理対策係

課長補佐 田中

病原体等管理対策専門官 山形

TEL 03-3595-3097 (直通)

FAX 03-3581-6251



健感発0630第1号
平成26年6月30日

各

都道府県
政令市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公印省略）

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が
指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する
病原体等の一部を改正する件」については、本日、平成26年厚生労働省告示第
273号をもって公布され、同日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係者に対して
周知いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正の内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年
法律第114号。）第6条第23項の規定に基づき、人を発病させるおそ
れがほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定すること。

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH
5N1であるものに限る。）

・ A/Anhui/1/2005 (H5N1) (IBCDC-RG6)

2 適用期日

平成26年6月30日から適用すること。

○厚生労働省告示第二百七十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

第4中24を25とし、10から23までを11から24までとし、9の次に次のように加える。

10 インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス（血清型がH5N1であるものに限る。）A／Anhui／1／2005（H5N1）（IBCDC—RG6）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府 令〕

○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府四七)

〔省 令〕

○計量法施行規則の一部を改正する省令(経済産業三三)

○経済産業省組織規則の一部を改正する省令(同三四)

〔告 示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成十七年分)平成二十一年分)を公表する件の一部を訂正する件(総務二一八)

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨(平成二十四年分)を公表する件の一部を訂正する件(同二一九)

○基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件(同二二〇)

○租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う総務省・農林水産省・国土交通省関係告示の整理に関する告示
(総務・農林水産・国土交通八)

○奄美群島振興開発特別措置法に基づく産業振興促進計画を認定する件(同九二〇)

○日本国に帰化を許可する件(法務二八〇)

○千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約へのフィリピン共和国の加入に関する件(外務二一九)

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量を告示する件(財務二〇四)

○平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する件(同二〇五)

○平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件(同二〇六)

○雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(厚生労働二七二)

○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件(同二七三)

○健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示(同二七四)

○衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件の全部を改正する件(農林水産八六〇)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件(同八六一)

○回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示(経済産業一四二)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 警察庁 金融庁 外務省 財務省 防衛省 会計検査院

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

内閣府防災業務計画の修正要旨の公表について(内閣府)
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示(国土交通省)

労働

最低賃金の廃止決定に関する公示(兵庫労働局最低賃金公示一)

〔公 告〕

諸事項

官庁

適格機関投資家、財団、土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者に対する行政処分関係

裁判所

準禁治産、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

会社その他

会社決算公告

○財務省告示第二百四号

関税暫定措置法(昭和三十一年法律第三十六号)第七條の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年六月三十日 財務大臣 麻生 太郎

関税暫定措置法(昭和三十一年法律第三十六号)別表第一の六に掲げる物品の平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項目ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	〇・五トン
二	〇トン
三	二トン
四	四、〇三三トン
五	一九五トン
六	一トン
七	三トン
八	一トン
九	三、四一三トン
一〇	二七三三トン
一一	四八三三トン
一二	一六、六四六トン
一三	一、一〇、一一〇トン
一四	一九八、二五五トン
一四の二	六二、八七六トン
一五	五六トン
一六	一、〇一八トン
一七	一七、一四四トン

○財務省告示第二百五号

関税暫定措置法(昭和三十一年法律第三十六号)第七條の五第三項の規定に基づき、平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年六月三十日 財務大臣 麻生 太郎

平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 生鮮等牛肉	三万七千四百三十三トン
二 冷凍牛肉	四万八千九百三十八トン
八	二、五四六トン
九	一、七三三トン
一〇	八六六トン
一一	五、五四六トン
一二	八八トン
一三	八三六トン
一四	八トン
一五	〇トン
一六	一九四トン
一七	一、一五二トン
一八	〇トン
一九	七二トン

○財務省告示第二百六号

関税暫定措置法(昭和三十一年法律第三十六号)第七條の六第七項の規定に基づき、平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十六年六月三十日 財務大臣 麻生 太郎

平成二十六年年度の初日から平成二十六年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 豚肉等 十三万二千五百三十六トン
二 生きている豚及び豚肉等 十三万二千五百四十二トン

○厚生労働省告示第二百七十二号

雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)附則第五條第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五條第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域(平成二十六年厚生労働省告示第二百号)の一部を次のように改正し、平成二十六年七月一日から適用する。

平成二十六年六月三十日 厚生労働大臣 田村 憲久

第一号中「稚内公共職業安定所」を削る。
第三号中「本荘公共職業安定所」を「大曲公共職業安定所」に改める。
第十号を第十八号とする。
第九号中「区域」の下に「川内公共職業安定所、国分公共職業安定所」を加え、同号を第十七号とする。
第八号を第十六号とする。
第七号中「大村公共職業安定所」の下に「五島公共職業安定所」を加え、同号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
十五 大分県の区域(別府公共職業安定所の管轄区域に限る。
第六号中「区域」の下に「田川公共職業安定所」を加え、同号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。
十三 佐賀県の区域(鹿島公共職業安定所の管轄区域に限る。
第五号中「区域」の下に「安芸公共職業安定所及び」を加え、同号を第十一号とする。
第四号中「阿南公共職業安定所」の下に「及び吉野川公共職業安定所」を加え、同号を第十号とする。
第三号の次に次の六号を加える。
四 栃木県の区域(矢板公共職業安定所の管轄区域に限る。
五 京都府の区域(京都田辺公共職業安定所の管轄区域に限る。
六 大阪府の区域(岸和田公共職業安定所、池田公共職業安定所、泉大津公共職業安定所、河内柏原公共職業安定所、枚方公共職業安定所及び河内長野公共職業安定所の管轄区域に限る。
七 兵庫県(伊丹公共職業安定所、明石公共職業安定所及び西神公共職業安定所の管轄区域に限る。
八 和歌山県の区域(御坊公共職業安定所の管轄区域に限る。
九 広島県の区域(可部公共職業安定所及び廿日市公共職業安定所の管轄区域に限る。)

○厚生労働省告示第二百七十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六條第二十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがある病原体等(平成十九年厚生労働省告示第二百号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月三十日 厚生労働大臣 田村 憲久

第4中24を25とし、10から23までを11から24までとし、9の次に次のように加える。
10 ノンアルコール含有アルコール含有
チアチアノル (血球阻害剤HSN1であるものに限る。)A/Anhui/1/2005(HSN1) (IRCD-RC6)

○厚生労働省告示第二百七十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五條第二項及び第八十五條の二第二項(これらの規定を同法第百四十九條において準用する場合を含む。)並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十四條第二項及び第七十五條第二項の規定に基づき、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十六年八月一日から適用する。

平成二十六年六月三十日 厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

第一条 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成十八年厚生省告示第二百三十三号)の一部を次のように改正する。
第一号の表中「規則第五十八條第一号若しくは第二号又は第六十二條の三第一号若しくは第二号に定める者である期間に係るものに限る。」が九十日以下を「規則第五十八條第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十六條の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)(国民健康保険法施行規則第二十六條の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第